

特定健診や後期高齢者健診で健康状態を確認



国保健指導室
☎027・220・5715
40歳以上の国保加入者は特定健診を、後期高齢者医療加入者は後期高齢者健診を毎年無料で受診できます。6月中旬に郵送される受診シールを使用して、かかりつけ医などで受診してください。自身の健康状態を確認するため、毎年忘れずに健診を受けてく

ください。
● 人間ドック費の一部を助成
特定健診や後期高齢者健診の代わりに人間ドックを希望する加入者に対して、人間ドック健診費を2万円助成します。詳しくは本市ホームページをご覧ください。
☎ 来年3月31日(月)までに30歳以上になる国民健康保険・後期高齢者医療加入者

で、国保税か後期保険料に滞納がなく、本年度受診シールを特定健診や後期高齢者健診で使用しない人**自己負担額**Ⅱ(へーⅠ)1万3,000円(通院Ⅱ)4万500円(宿泊Ⅱ)4万8,200円(特定健診(後期高齢者健診)＋脳)2万1,800円
申請手順Ⅰ①健診機関へ国保・後期の人間ドックを予約②市に助成を申請③市が郵送する助成決定通知書を受け取る④人間ドックを受診

病院名	電話番号 (市外局番は027)	一 日	通 二	宿 二	脳
新井胃腸科診療所	231-2083	○	-	-	-
天川大島にしきどクリニック	212-4839	○	-	-	-
あらいクリニック	253-0100	○	-	-	-
家崎医院	221-7888	○	-	-	-
うしいけ内科クリニック	289-0841	○	-	-	-
江木町クリニック	263-1101	○	-	-	-
おおつか内科クリニック	252-6006	○	-	-	-
大山クリニック	266-5410	○	-	-	-
狩野外科医院	231-7025	○	-	-	-
清宮医院	221-6518	○	-	-	-
群馬県健康づくり財団	269-7813	○	-	-	-
群馬中央病院	243-2212	○	○	○	○
県立心臓血管センター	269-7455	○	-	○	-
済生会前橋病院	252-6011	○	-	○	-
敷島の森おなかのクリニック	219-0799	○	-	-	-
下田内科医院	221-3155	○	-	-	-
城西クリニック	234-7321	-	-	-	○
上武呼吸器科内科病院	232-5000	○	○	-	-
ソレイユあさひクリニック	243-5169	○	-	-	-
高柳 胃と大腸の内視鏡クリニック (旧高柳胃腸科外科)	269-8880	○	-	-	-
武田クリニック	226-1114	○	-	-	-
田部医院	223-1061	○	-	-	-
豊田内科医院	234-1223	○	-	-	-
萩原内科医院	268-1415	○	-	-	-
はしづめ診療所	226-1806	○	-	-	-
はしづめ診療所 文京町	220-5720	○	-	-	-
平井外科医院	251-5803	○	-	-	-
星医院	266-8600	○	-	-	-
前橋協立病院	265-3511	○	○	-	○
前橋城南病院	268-4111	○	-	-	-
前橋広瀬川クリニック	231-4101	○	-	-	-
前橋ふえきクリニック	224-2818	○	○	-	-
みやぎクリニック	280-2510	○	-	-	-
山下医院	231-3726	○	-	-	-
老年病研究所附属病院	253-3311	○	-	-	○
若宮内科	234-6001	○	-	-	-
日本健康管理協会	0270-26-7700	○	-	-	-
北関東循環器病院	027-232-7111	○	-	-	-

※「一日」…一日ドック、「通二」…通院二日ドック、「宿二」…宿泊二日ドック、「脳」…特定(後期高齢者)健診＋脳ドック
※予約開始時期や予約方法、空き状況などは医療機関によって異なります。詳しくは各医療機関に確認してください。

人間ドック助成申請方法	受付期間
本市ホームページから電子申請	来年1月31日(金)まで ※助成決定までに期間を要します。受診予定日の1カ月前までに申請してください。
郵送 住所・氏名(ふりがな)・生年月日・電話番号を記入し、〒371-0014 朝日町三丁目36-17・保健センター内国民健康保険課人間ドック担当へ	
窓口 保険証を持参してください(保健センター、大胡・宮城・粕川・富士見支所)	

※窓口申請は混雑します。電子申請や郵送を活用してください。
※保健センターは朝日町三丁目です。市役所2階の国民健康保険課は、申請窓口ではありません。
※ドック受診当日に必要な受診シールの発送は6月中旬です。受診シール到着日以前の日程で受診した場合は助成の対象外です。

物価高騰対策で給付金を支給します

☎ 社会福祉課 ☎027・898・1192

該当する世帯に対し給付金を4月中旬から順次支給。対象世帯へは3月26日から通知を順次発送しています。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

● 均等割のみ課税世帯給付金

☎ 昨年12月1日時点で本市に住民登録があり、世帯全員が昨年度住民税均等割のみ課税の世帯(住民税課税者の被扶養者のみの世帯は除く)。昨年



均等割のみ課税世帯給付金



こども加算給付金

度住民税非課税世帯臨時給付金(7万円)を受給した人は対象外です。

給付金額＝1世帯当たり10万円

● こども加算給付金

☎ 昨年12月1日時点で本市に住民登録があり、同一世帯内に平成17年4月2日から本年4月1日生まれまでの子どもが住民登録されている世帯で、次のいずれかが対象の世帯①令和5年度住民税非課税世帯臨時給付金(7万円)②均等割のみ課税世帯給付金(10万円)。別居監護している児童や昨年12月2日以降に出生した子どもなどは別途申請が必要になる場合があります。

給付金額＝対象の子ども1人当たり5万円

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産(土地、家屋、償却資産)を持っている人に課税される税。都市計画税は、市街化区域や用途地域内に土地や家屋を持っている人が固定資産税と併せて納める税です。

固定資産のうち、土地と家屋は3年ごとにその間の資産価格の変動を反映させた評価額に見直します。これを「評価替え」といい、本年度はこれを実施する年度です。

● 納税通知書が届きます

本年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を4月中旬に届くよう発送。納税通知書には税額・納期・課税明細などを記載しています。なお、課税内容に不明点があるときなどは問い合わせてください。

● 審査の申出や請求

固定資産課税台帳に登録された評価額に不服がある納税者は、固定資産課税台帳に価格などを登録した旨を公示した日(通常は4月1日)から納税通知書を受け取った日後3カ月を経過する日までに市固定資産評価審査委員会に対して文書で審査の申し出ができます。

納税通知書の評価額以外の記載事項に不服がある納税者は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に市長に対して文書で審査の請求ができます。

● 固定資産税の減免申請

次に該当する場合は納期限までに減免申請書と必要書類を提出してください。詳しくは問い合わせてください。

☎ 次のいずれかに該当する固定資産が市内にある人。①公民館など公益のために使用されている(有料を除く)②風水害や火災などで被害を受けた③他に特別の事由がある

納期を確認 期限を守って 計画的な納税を

☎ 収納課 ☎027・898・6226

市税は税目ごとに納期が定められています。毎月の納期限は本紙3ページに掲載。いずれの税目も各金融機関や市役所収納課、各支所・市民サービスセンター、コンビニエンスストアのほか、口座振替などでも納付できます。口座振替の申し込みはインターネットからも可能。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

また、個人市・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税(普通徴収)、軽自動車税は納付書に印字されたeLQRを利用し、スマホなどから地方税お支払いサイトやスマホ決済アプリで納付できます。



3年ごとに評価額を見直し 土地・家屋の評価替えを実施

☎ 土地については資産税課 ☎027・898・6217
家屋については同課 ☎027・898・6218
審査請求・減免申請については同課 ☎027・898・6216
審査申出については収納課 ☎027・898・5857

● 土地評価は均衡・適正に

国が定めた固定資産評価基準に基づき適正な価格に見直しました。宅地の評価額は、地価公示価格や不動産鑑定士による評価などを活用し算出しています。

● 税負担の均衡化

納税者の急激な負担増加にならないよう、本年度評価額に対する前年度課税標準額(税額算出時に税率を掛ける額)の割合(負担水準)に応じて、税負担を調整。この調整で税負担の公平性が保てるよう負担水準の低い土地は課税標準額を引き上げ、高い土地は据え置きや引き下げをしました。都市計画税にも同様に税負担の調整をしています。

● 家屋評価は経過年数などを考慮

家屋の評価は、同じ建物をその場所に再度新築した場合に必要な建築費(再建築価格)に、木造・非木造それぞれの資材物価の変動を反映させます。さらに経過年数による減価などを考慮して決定します。

● 縦覧と閲覧ができます

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の閲覧を実施します。詳しくは問い合わせるか、本紙3月号24ページをご覧ください。